



NPO法人市民オンブズマンおかやま

編集／発行 光成卓明 事務局 〒703-8228 岡山市中区乙多見 347
Tel.(086)279-9099 Fax.(086)279-7895 E-mail ombud@icity.or.jp
ホームページ <http://www.icity.or.jp/ombud-oka/>

下水道水増し訴訟、一部和解！

光成卓明

新聞・テレビなどの報道で皆さんご存じだと思いますが、9月1日、「下水道水増し住民訴訟」で、6人の相手方（元下水道局長5人、元助役1人）から受け取った「和解金」 合計7200万円を、岡山市に引き渡しました。

昨年9月17日の高裁支部判決をうけて、相手方は最高裁に上告受理申立をしていたのですが、その後、水面下で和解の話し合いが進んでいたのです。今年8月、金額・支払先・その他もろもろの詰めができて「裁判外の和解」が成立しました。で、オンブズマン側が相手方から「和解金」を代理受領し、岡山市に引き渡したのです。なお、6人相手の訴えは和解金受領後に取り下げました。

提訴からおよそ10年、長い長い裁判でした。言いたい／言うべきことが山ほどあるのですが、9月1日にメディアに公表したコメントが（われながら）よくまとまっていますので、全文を掲載します。そのあとに補足を。

「平成12年10月2日に「下水道水増し」住民訴訟を提訴して以来10年、昨年9月17日に広島高裁岡山支部で勝訴判決を受けてから1年、今日ようやく、岡山市に一部の賠償金の引渡しをすることができました。市民オンブズマンは本来、自治体に迷惑をかける団体ではありません。自治体が諸々のしがらみその他のために損害の賠償を言いだせないようなときに、代わって賠償をさせて、市民県民が損失を受けないようにするのが、市民オンブズマンの本来の趣旨です。長い時間がかかってしまいましたが、その趣旨を実現することができて、市民オン

ブズマンおかやま一同、たいへん嬉しく、また満足に思っています。

法や規則に違反して国に水増しの報告をした結果、市（つまり市民全員）が大きな損害を受けた、というのがこの事件です。違法なことが行われて損害が出たのですから、責任のある人が弁償するのは社会の常識、民間ならあたりまえのことです。

今日の引き渡しで、長い時間はかかったものの、こうした社会の常識、市民の常識を実現できました。また、岡山市が財政難に悩んでいるこの時期に、わずかながらその克服に貢献することができました。私たちにとって、二重三重に嬉しいことです。

今後、この事件については残る賠償の実現に努め、また自治体（すなわち市民県民）が損をすることのないように、行政の監視に努めたいと考えています。

今後とも、私たちの活動に、皆さんのがたの温かいご支援・ご声援をお願い申し上げます。」

補足1：「判決の額にくらべて和解額が少なすぎるのでは？」

相手の支払能力その他を考えて値引きしました。もともと、相手を破産させるのが目的の裁判ではありません。①責任が誰にあったのかをはっきりさせ、②責任のある人に「痛！」レベルの額を負担してもらい、③それによって、お役所・お役人に、やり方・考え方を改めてもらうための裁判です。

補足2：「一人残っている相手方、安宅元市長はどうするのか？」

安宅氏との間でも、和解の話し合いが進行中です…プライバシー及び軍の機密のため、いまのところこの程度でご勘弁を。

補足3：「和解書に『悪かった、ごめんなさい』の表現がないけど？」

私たちは、実質がなにより大事だと考えています。反省ポーズだけならサルでもできます。「和解」の実質は誰が見てもはっきりしており、巧言令色がなくっても「お役所・お役人に、やり方・考え方を改めてもらう」効果は十分で、またそういうでなきや効果はない、と思います。

補足4：「『個人のフトコロに入れたわけじゃないのに賠償させるのは気の毒』とい

う声があるが？」

はい、お役所筋にはあるようですね。でも、「大失策で会社に大損をさせたら賠償」というのは、法律上は当然、民間じゃザラ。こういう声が出ることじたいで、「お上」の神経がいかに狂っているかがわかります。だいたいフトコロに入れてたら正味、横領で、住民訴訟レベルの話じゃありません。

補足5：『政治的駆け引きに利用された』『他の人間や、国や県にも責任がある』などの批判もあるが？」

こうした批判も提訴当時からありました。①「A氏に責任があるのか」と「B氏には責任がないのか」という本来別々の問題を混同しており、②裁判で明らかになった色々な事実をほとんど御存じなく（もしくは知らないふりをされており）、③批判される方が問題の究明に尽力される姿をいっぺんも拝見したことがなく、④「市民の目線」とはかけ離れた、政治的お立場・思惑からのご意見にしか見えません。

補足6：「岡山市のコメントとか見ていると、心底反省しているように見えないが？」

まったくお説のとおりと思います。現役のお役人は「色々なしがらみでああしか言えない」のかもしれません。実のところ、そういう＜お役人的姿勢＞というものこそが、「下水道水増し」事件を引き起こし、市民に20億円の損害を与えた本当の張本です。インタビューに応じられた幹部の方は、そこんところがまるでわかつていらっしゃいませんね。これではオンブズマンは当分暇になりそうにありません。

補足7：「和解には裏話がいろいろあった／あるのでは？」

あります。山ほどありますが、会報に載せるには少々（もしくはそれ以上に）不適切なんじゃないか、と思っている次第です。個人的にお知りになりたい方は、とりあえず私を泥酔させてみられては。

2010年9月4日（土）・5日（日）開催

「第17回全国市民オンブズ（マン）北陸・富山大会」特集

メインテーマ：予算編成過程

「第17回全国市民オンブズ（マン）北陸・富山大会」が、9月4～5日、富山市で開催されました。（なぜ（マン）かというと…まあいろいろあるわけです。）岡山からは、重田さん、東ご夫妻、村上さん、和田さん、釣崎さん、私の7人が参加しました。

大会のメインテーマは「予算編成過程」。サブとして議会、行政委員月額報酬、政務調査費、情報公開ランキングなど。記念講演なし、そのかわり分科会が150分の長丁場でした。（分科会の詳細は、参加された皆さんのお読みください。）私は今回…これもいろいろあって…『政務調査費さいばん作戦会議』分科会の司会だったのですが、150分の司会なんて初めてで、ぼちぼちマトメに入るかな、と思って時計見たらまだ1時間以上あるんだよね。勘が狂う狂う。でも、言いたい人に言いたいことをほとんど言わせてあげられましたから、これもありかも。

大会では、21年度包括外部監査（岡山市）でオンブズマン大賞を受賞された岡山の小林裕彦弁護士の表彰式も行われました。小林弁護士は、よく県の代理人とかされる人ですが、この監査報告書、たしかに実に良かったんですよ。受賞スピーチもフランクで秀逸で素晴らしい。めったに誉めない私が誉めるんですから、本当です。

富山は食べ物のたいへん美味しいところです。特に魚。ほんとは冬の寒ブリが最高なんだよね。みんな大会以外は観光モード（ただし大会は全8時間。どこかの議員さんの視察とは違いますぜ）。和田さんは奥さん同伴で前泊して「おわら風の盆」（&絶品のかき氷）。当日懇親会後、東夫人ご手配のお店（豪華！）で恒例の二次会。翌日は思い思いに富山名物LRT試乗。重田ご夫妻は宇奈月から樺平へ（お元気！）、東ご夫妻は宇奈月から京都へ、私は商店街探訪（素晴らしいハム工房を発見）…

来年は信州（松本へんの温泉？）だそうです。ここも美味しい…あ、いや、メインはあくまで大会ですからね、大会!!

（光成卓明）

「政務調査費さいばん作戦会議」

分科会報告

東 隆 司

1 全体会でわが市民オンブズマンおかやま代表の光成さんが、パワーポイントとユーモアを駆使して政務調査費に関する住民訴訟の概要を報告しました。分科会では、これまでの政務調査費に関する裁判について、提訴日・請求額・相手の数（議員個人・会派等）・判決の有無・確定状況を調査した結果を更に詳細に報告し、光成さんの司会で意見交換を行いました。

本分科会は、大会会場を使用して行われたため、参加者は一番多かったのではないかと思います。

2 報告内容は以下のとおりです。

(1) これまでの裁判例を見ると、どの裁判でも、被告の主張として以下の6つの共通の主張がなされている。

① 調査研究費の支出には、議員・会派に広い裁量権があるので、一見明白でない限り裁量を認めるべきである。

② 被告は、原告（住民側）が一見明白に違法との立証をした場合に限り、反証すればよい。

③ 議員の政治活動のうち、純然たる選挙・政党活動以外は政務調査である。

④ 会派控え室の活動は全部政務調査活動である。

⑤ 広報広聴活動は政務調査活動である、政務調査のために有益である、あるいは広報誌発行は政務調査である。

⑥ 社会的常識・儀礼の範囲であれば、

飲食費は政務調査費として支出できる。

すべて会派・議員にとって都合のよい論理ばかりだが、裁判所から認められてきた主張もあるので、簡単に見過ごすことはできない。

(2) これまで、政務調査費について、領収証の提出が義務付けられていなかつたこともあり、一見明白に遊興と思われる飲食費、観光旅行と思われる旅費交通費、個人使用の目的と思われる物品の購入費など、特定の支出項目に限定して住民監査請求・住民訴訟が提起されるという例が多数であった。

ここ2、3年になって、領収証の提出が義務付けられ、住民に開示されるようになると、全支出項目を対象に、住民監査請求・住民訴訟が行われるようになった。

現在、政務調査費の全項目について、住民訴訟が提起されているのは、岡山市（原告市民オンブズマンおかやま）と大阪府茨木市（茨木市民オンブズマン）の2件である。

それぞれに政務調査費の査定基準を設け、基準に従って適法・違法を仕分けしている。

茨木市民オンブズマンは、原理主義とも言えるほど原則違法という基準を設定しているのに対し、市民オンブズマンおかやまの基準は、按分を認めるなど現実的かつ柔軟な内容となっている。今後、両裁判の推移に注目する必要がある。

(3) 分科会で出た意見は、おおよそ以下のとおりでした。

① 全項目について住民監査請求・住民

訴訟ということになると、証拠収集の手間がかかり、裁判も長期化することになるので、効率よく項目を限定することはできないか。

② 最近では、裁判所も按分という考え方を採用するようになった。

③ 立証を簡略化するため、書面による証人尋問という方法をとることも考えられる。

④ 裁判を起こすことによって、議員・会派を牽制できたのか、返還金額が増加した例がある。

⑤ 立証に成功した例を全国的に紹介して、オンブズマン共通の武器にする必要がある。

(4) 最後に、光成さんが各参加者に対し、政務調査費訴訟のヨコの連携を訴えるとして、①共同の分析②ノウハウの共有のため、オンブズマンのマーリングリストの開設を呼びかけ、全員の了承を得ました。

今後は、市民オンブズマンおかやまが政務調査費訴訟の先駆者になるのではないかという、自負と責任を感じた分科会でした。

「議会改革」分科会報告

重田龍三

第17回全国市民オンブズマン富山大会が平成22年9月4～5日開催された。4日の分科会は仙台市民オンブズマン小野寺信一氏（議会ウォッチャー・仙台世話人）の問題提起から始まり、基調報告として中尾修氏（東京財団研究員、前北海道栗山町議会事務局長）

から「議会基本条例」の発案にかかわった実体験が報告された。また赤倉昭男氏（相模原市議会をよくする会代表）からは議会運営の形骸化に対し、議会改革への活動状況が報告された。

「議会基本条例」は道内自治体に制定機運が高まり、制定増加が加速している。条例の趣旨は議会が住民に対して説明責任の欠如と透明性が悪いため、1)徹底した情報公開とその共有と市民参加 2)主権者たる市民の責任 3)決定という形式行為より審議経過のもつ実質の意義を挙げ、市民参加が不可欠で、市民と歩む議会（機関）を育てることとしている。また当該条例は町の憲法と位置づけ、如何なる他条例も、当該条例の趣旨に反してはならないと規定している。

赤倉氏によれば、議会に自主改革は望めないと断言。外部からの改革の必要性を訴える。それは、1)議員通信簿の作成/公表を行なう。議会や委員会の傍聴を行い質問回数や審議態度などを数値化する。ただし、傍聴協力者の参加が不足して支障があるので、議会傍聴の促進/啓蒙活動を行う。2)陳情攻勢をかける。議会・委員会の姿勢が反映され、市民への情報公開の手段となる。さらに、抜本的会改革の提案として、1)政務調査費の全廃と議会事務局への独立特別調査部の設置 2)地方議員選挙出馬資格検定試験制度の創設 3)議員報酬の当該自治体市民の平均賃金同一化 4)議員定数の半数を選挙で選び、残り半数を選挙人名簿から一般市民を無作為抽出議員とする議会構成（審議・採択の同等権利） 5)議会のクオーター制（女性議員の一定割合規定）の採用等を提言している。

議員特権として、高額報酬、政務調査費、費用弁償、観光視察等納税者の批判を買って

いるにもかかわらず、改善は遅々たるものである。政務調査費で返還を要求されても、次回選挙に影響なしという無神経な態度が見え隠れする。

中尾氏は議会内部で対立主義を避ける傾向があるという。市民オンブズマンと全議員とが定期的に意見交換会を開催、公開の基に徹底的な論戦を戦わす場も必要。議員が厳しい議論に晒されることは、緊張関係が生じると共に互いの意志疎通が出来れば、行政訴訟の回数を減らすことができると。

感想だが、国政から自治体行政まで、改革すべき事案は山積している、いずれにしても、市民の意識改革が優先しなければ、砂上の楼閣に終りかねない。また、先の千葉大会での新藤宗幸氏の講演で都道府県の選挙制度は全県区制に改めるべきだと主張は賛成である。改革は選挙制度改革とリンクさせねばなるまい。また、片山総務相も背中をおしている、名古屋市長河村たかし氏の運動の結果も注目に値する。改革の先駆者となられることを期待する。

※中尾氏の著書多数あり、ご興味のある方はHP検索ください。

「情報公開」分科会報告

村上真幸

9月4日（土）15時30分～17時30分

場所 305号室

参加者 50名

司会 新海 聰（全国市民オンブズマン連絡会議事務局）

議題1 情報公開請求について

市民から提出される情報公開請求に対し、「権利濫用禁止」を規定している自治体が、調査した854自治体のうち38自治体あつた（全体の4.4%）。

例をあげると、富山市は同市「情報公開条例」第4条で公文書の公開を請求するものは請求する権利を濫用することなく、適正に請求し、公開を受けて得た情報を適正に使用しなければならない、としている。

実施機関は、公文書の公開を請求する権利を濫用していると認めるときは、当該請求を拒否することができる。また、第10条の2では、実施機関が公開請求を拒否する場合、公開請求者に目的や使用方法などを明示することを求める。開示請求者は実施機関から目的などの明示を求められたら応じなければならない。

大阪府箕面市「情報公開条例」では（権利濫用に当たる開示請求）条項を設けて、実施機関は当該請求を拒否することができる。ただし実施機関は開示請求を拒否したときはその旨を情報開示審査会に報告しなければならない、としている。

春日市「情報公開条例」では開示請求を却下できるものとして、請求者に目的の明示を求めたにもかかわらず、定められた期間を経過しても請求者から説明がなく、開示の可否決定ができないとき、また、開示決定された内容について、正当な理由がないのに同一の内容について何度も請求を繰り返す場合、を挙げている。

提起したい問題点

- ① 請求の濫用かどうかが実施機関の判断に任されていること。

② 濫用規定には違憲性が指摘できる。憲法21条から導き出される「知る権利」に制約を加えるものである。

③ 濫用規定が全国自治体に拡大される恐れがあり、早くも大都市横浜市で「情報公開条例改正案」が検討されている。

議題2 政務調査費の領収証のマスキング対策

問題提起 マスキングをした領収証の写しは「領収証の写し」ではない。したがってマスキングした領収証の写しの閲覧は「政務調査費交付条例」上の領収証の写しの閲覧とはいえないのではないか。

議題3 自治体の予算づくりの過程で、市民参加の努力をしよう。

これは大会のメインテーマとしても掲げられている。行政が年度予算編成する過程を透明化している自治体や、住民の意思が反映できる制度を設けている自治体が極めて少数である。予算案が自治体案として固まった時点で公開を求め、無駄な支出を指摘し改善を求めるべきではないか。どの自治体も年度予算を議会に提出した時点で予算案の内容を公表しているが、この時点では内容の修正を提起しても改善を求めることができない。自治体の予算案が固まる段階で公表を求め、無駄を指摘し修正を求めることが狙いである。

今後のオンブズマンの課題

最近オンブズマンによる政務調査費の裁判は下火になっている。岡山・大阪のオンブズマンのように毎年裁判をしているところもあるが、全体としては低調の感をまぬがれない。

そこで政務調査費の点検マニュアルをデジタル化して、全国のオンブズマンが共通して使用できる便利なシステムを構築できないか。これによって全国オンブズマンの連携が強化され、活性化が期待できるのではないか。

「住民訴訟の課題」分科会報告

東 和子

この分科会では、3つの報告がありました。それぞれにオンブズマンとして、住民として、見過ごすことのできない重大な課題があり、その克服の方向性を考えるということがテーマとなっていました。

1. 行政委員の月額報酬についての報告

ほとんどの自治体では、行政委員に対して月額で報酬を支払っており、その報酬を時給に換算してみると、何と、仙台市選舉管理委員は1,773,658円、福島県海区漁業調整委員は1,586,600円もの高給ということになる(計算上の金額。実際には勤務時間が1時間に達していない)。

ワーキングプラーの問題が取りざたされる昨今、このようなノンワーキングリッチが許されていいはずがない、という思いから、行政委員の月額報酬は違法として支出差し止めの訴訟を提起した(滋賀県)。

この裁判は地裁、高裁ともに勝訴となつたが、現在、最高裁で審理中。同様の裁判が各地で提起されているが、今年になって4つの地裁判決が出て、いずれも住民側の敗訴であった。

しかし、全国知事会において月額報酬制の条例を変える方針が採択され、すでに、日額制に条例が改正された自治体もある。全国的に日額制を採用する流れになってきているのである。

2. 住民訴訟費用敗訴者負担についての報告

弘前市の除雪業務の入札において談合が行われ、損害が発生したとして住民訴訟を提起、一審は住民側が勝訴したが、仙台高裁において住民側敗訴の判決が確定した。

確定後、驚いたことに弘前市長から訴訟費用、約36万円を請求された。

現行の民事訴訟法では訴訟費用の敗訴者負担の規定があるが、住民訴訟の場合に敗訴者である住民に訴訟費用の請求がなされた例はこれまでなかった。このような請求が認められると、住民に対する重大な威嚇となる。

この件については、全国市民オンブズマン連絡会議及び各地のオンブズマンの弘前市長への申し入れや抗議アピールなどにより、市長の「私の任期中は住民に負担を求めるない」というコメントを引き出すことができた。

今後は法制度の改正に向けた運動が必要なのではないか。

3. ハッ場ダムについての報告

昨年9月の前原国土交通大臣(当時)の「ハッ場ダム工事中止」の宣言以来、本体工事は中断している。

利根川流域1都5県の住民がハッ場ダムへの建設負担金支出差し止めを求める住民訴訟を平成16年11月に6地裁で一斉に提起

したが、この6年間に5つの判決が出て、5連敗である。

利水上も治水上もハッ場ダムは不要であり、しかもダムサイトの岩盤が脆弱なため危険でもある。また、流域の環境破壊という問題もある。

特にこの度、報告すべきことは、国土交通省関東地方整備局が「ハッ場ダムがないと昭和22年のカスリーン台風並みの降雨があった場合、毎秒22,000m³の水が首都圏めがけて流れてくる」という誤った広報をしていたことである。この点は今後1年をかけて追求するつもりである。

以上

昨年、岡山大会を経験して、オンブズマン活動には燃え尽きてしまったような気がしていたのですが、今年も全国大会に参加して、何だか、気合いを入れられたような気分になりました。まだまだ、世の中には課題山積。今後もいろいろなことに関心を失わないよう、元気に活動していきたいと思います。

難しい話にも易しい解説がありますので、来年の信州大会には初めての方も、どうぞ一緒に。

「談合」分科会報告

和田 啓二

昨年に引き続き、「談合」分科会に參加した。

例によって、御大の大川隆司弁護士が基調報告。ゴミ焼却炉入札にかかる談合については、全国的に業者数が限られていること、そのため公正取引委員会の審判対象になりやす

く、談合情報・談合資料を入手しやすいことから積極的に損害賠償請求を求める自治体も相当存在する。しかし、談合を認定した公正取引委員会取審決の取消を求める訴訟を、談合を認定された業者が起こした場合には、審決の確定から3年間で賠償請求の時効が到来することになり、その間、自治体も住民も賠償請求を先送りすれば時効のリスクが生じるので、自治体が賠償請求をためらう場合には住民訴訟をすることがリスク回避のためにも必要であることを力説された。

また裁判において、基本談合（談合ルールについての取決め）を認定しないまま、各工事について個別談合を認めた事例、経験のない地元業者のみを指名業者とし、受注業者が大手業者の直接下請業者に丸投げした事例などが紹介された。

続いて、各地域からの報告が発表された。前もって発表を予定していた地域の他、担当幹事があらかじめ地域活動報告を読んで談合関連の活動が記載されている地域に報告依頼をしていて、10人程度の発表があった。その中で新奇性があった事例や注目すべき事例を紹介する。

千葉市の事例で、住民監査請求で監査委員が談合を認定し（公取の課徴金命令あり）、市が損害賠償請求したが、そのうちの1社が営業権譲渡の手法により、旧会社を清算し、同名の新会社を設立し、新会社は旧会社の建設許可や経営審査を継承する一方で損害賠償請求を拒否し続けた。結局、市が損害賠償請求と市発注の指名停止措置を行ったところ、新会社が和解により損害賠償を受け入れたというもの。

また、ゴミ運搬収集委託業務の談合疑惑に

ついて下級審ではあるが、他社から臨時に出向した運転手であっても、その運転手が受注会社と雇用契約を結んでいれば適法であるとの判決も出されているとのことであったが、裁判所の判断は形式的すぎると感じた。

全国的に話題となったキャノンに造成地を安売りした大分県開発公社の損害賠償請求と鹿島建設の造成工事随意契約について報告が行われ、談合とは直接結びつかない報告と感じられたが、随意契約の裏に業者の談合がある場合もあることは留意すべきであろう。

元ゼネコン従業員の工事積算についての発表もあり、終盤は今後予定価格の妥当性についても検討すべきとの認識で一致した。

さて、市民オンブズマンおかやまで着手したばかりの業務委託について、大会数日前に大川氏から発表を依頼され私が報告したが、怪我のため調査が進展せず中間報告に止まったこと、現在も調査中ということで詳しい報告内容は割愛させていただきます。

なお、オンブズマン連絡会議の詳しい談合資料を読みたい方は下記を閲覧して下さい。
<http://www.ombudsman.jp/dangou/>



児島淡水湖完成後50年間の光と影について

村上真幸

昭和34年、締切堤防竣工によって児島淡水湖は誕生した。戦後国民の食料確保が国の最大課題であった当時、国は児島湾の干拓による農地の造成を計画した。その計画は児島湾を締め切り、 51.4 km^2 の干拓農地を造成して児島湾を淡水化し、その水を灌漑用として供給することであった。現在、児島淡水湖の灌漑用水は干拓して得られた水田 44.8 km^2 、および畠 0.2 km^2 に供給されている。

児島淡水湖の光と影を考えるとき、ひとつには干拓農地から得られる農業生産額と淡水湖から得られる漁獲生産額という産業問題がある。二つ目は締め切りによって引き起こされた淡水湖の汚染を除去する環境問題がある。干拓農業を維持するためには避けられない水質改善投資を継続しているが、その額は巨大で岡山県民に深刻な影を落としている。詳しくは後半で述べる。

初めに、過去50年間の農業生産額と淡水湖の漁業生産額いわば収入面について推計を試みた。

農業生産額の推計

農業生産額の推計にあたり、児島淡水湖の干拓地を特別に取り上げた農業生産額の集計資料が見当たらなかった。そこで私は独自の推計方法を取らざるを得なかった。

その方法とは、岡山県農林水産部耕地課の協力によって、児島淡水湖からポンプアップした灌漑用水によって耕作している耕地面積を算出して頂いた。それによると水田面積が 44.8 km^2 、畠の面積が 0.2 km^2 であった。(児島湾淡水化計画策定時点では 51.4 km^2 を目論んだが、それと比べると少ない。)

この干拓地の耕地面積を足掛かりとして干拓地の生産額の推計を試みた。岡山県全体の米と畠の生産額が中国四国農政局統計部編集、岡山農林統計局会発行の「岡山農林水産統計年表」に掲載されている。この資料を参考として干拓地の生産額を推計した。

資料にある、岡山県全体の作物別の生産面積と、児島湾干拓農地面積との比で、干拓地の水田と畠の作物別の生産額を推計した。両者の比は

岡山県全体の水田面積	547 km^2	
児島干拓地の水田面積	44.8 km^2	比 8.2%
岡山県全体の畠の面積	150 km^2	
児島干拓地の畠の面積	0.2 km^2	比 0.13%

岡山県全体の農業生産額に、米であれば、 8.2% を児島湾干拓地の生産額とし、畠の農業生産額については、 0.13% とした。なお、畠の作物は、芋、麦、野菜が殆どのためこの3種目の生産額の比とした。

表1 児島干拓地50年間の農業生産額の推計

(単位億円)

年間の枠	年間	全県の米生産額	児島湾干拓地米生産額	全県の畑作生産額	児島湾干拓地畠生産額
昭和34年～39年	6	1,500	123	354	4.6
昭和40年～49年	10	4,540	372	1,185	15.4
昭和50年～59年	10	7,300	599	754	9.8
昭和60年～63年	4	2,948	242	1,268	16.5
平成元年～10年	10	6,880	564	3,250	42.3
平成11年～20年	10	3,550	291	2,220	28.9
合計	50	26,718	2,191	9,031	117.5
児島干拓地の米・畑作総生産額合計			2,309		

児島淡水湖の漁獲量と生産額の推計

児島湖では漁業もおこなわれ、児島湖淡水漁業協同組合に加盟している漁業者は1200名を超える。しかし専業として漁業で生計を立てている組合員は少ない。

残念ながら「岡山農林水産統計年表」では、児島湖の漁獲量の記載が昭和60年以降の統計からは外されている。「児島湖ハンドブック」では昭和60年以降も漁獲量の掲載があり、過去50年間の半分にあたる24年間の漁獲量が種類別に、トンあたりで掲載されている。因みに昭和40年代と比べると、現在の漁獲量は10分の1である。

「児島湖ハンドブック」の分類では、コイ・フナ・ウナギ・ボラ・エビ・その他となっている。しかし、50年以前と現在では、魚の市場性や魚の価格も当然変動している。ここでは、市場性の高いコイ・フナ・ウナギに絞って漁獲量を金額に換算する作業をおこなった。50年間の価格の変動は「生鮮魚介類の消費者物価指数」を参考に、それぞれの期間の生産額を推計した。

なお、3種類の魚の価格は平成22年6月の末端の市場小売価格を参考に、1kg当たりコイ・フナは、2000円。ウナギは1kgを3500円として計算した。1トン当たりでは、コイ、フナは200万円、ウナギは350万円である。

表2 児島淡水湖50年間の漁業生産額の推計

(単位 収穫量はトン 生産額は億円)

年間の枠	年間	コイ		フナ		ウナギ	
		収穫量	生産額	収穫量	生産額	収穫量	生産額
昭和34年～39年	6	882	18	5,180	104	1,056	37.0
昭和40年～49年	10	620	12	20,000	400	1,230	43.0
昭和50年～59年	10	1,270	25	9,140	182	570	20.0
昭和60年～63年	4	120	2	1,344	27	12	0.4
平成元年～10年	10	380	8	3,360	67	60	2.0
平成11年～20年	10	350	7	2,100	42	80	3.0
合計	50	3,622	72	41,124	822	3,008	105.4
児島湖流域生産額総合計		コイ・フナ・ウナギの総合計 999.4 億円 (平成22年の価格計算)					

表3 児島湖漁業生産額を「生鮮魚介類の消費者物価指数」を用いて50年間の年間枠毎に生産額を換算

(単位億円)

年間枠	年間	価格換算生産額
昭和34年～39年	6	33.6
昭和40年～49年	10	131.2
昭和50年～59年	10	198.3
昭和60年～63年	4	33.3
平成元年～10年	10	80.6
平成11年～20年	10	53.3
合計	50	530.3

表4 児島湾干拓地の農業生産額と児島淡水湖の漁業生産額の推計

(単位億円)

年間枠	年間	農業生産額	漁業生産額	農業・漁業生産額
昭和34年～39年	6	127.6	33.6	161.2
昭和40年～49年	10	387.4	131.2	518.6
昭和50年～59年	10	608.8	198.3	807.1
昭和60年～63年	4	258.5	33.3	291.8
平成元年～10年	10	606.3	80.6	686.9
平成11年～20年	10	319.9	53.3	373.2
合計	50	2,309	530.3	2,839.0

児島湾を堤防で締め切り後50年経過して、新しい陸地の干拓事業生産額および新しい淡水湖の漁業生産額の利益部分を推計すると、2,839億円となった。

児島湾淡水湖汚染問題

岡山県が平成20年に発行した「児島湖ハンドブック」の表紙に児島湖に水咲く夢咲く未来咲く、という児島湖を賛美する飾り文句がある。

この本では児島湖淡水化によって引き起こされた悪夢のような現実が開陳されている。皆さんもぜひ一読されることをお勧めする。児島湖の汚染との戦いがかなり正確に説明されている。水咲く夢咲く未来咲くという表現は自虐的であり、内容を分析すれば夢からはるかにかけ離れた実態であることを物語っている。わたしはこれを昭和10年代の満州問題を想起した。日本は満州の権益を守るために百万の関東軍を投入。さらに中国軍を追って戦線を拡大。遂に世界大戦によって結局敗北せざるをえなかった65年前の悲しい日本の歴史に似ている。

湖沼の健全度を測る指標のひとつに、COD（化学的酸素要求量）がある。岡山県でも児島湖のCODを締め切り後、昭和46年から測定を始めた。平成10年の9.9という値をピークに平成18年では7.5前後を維持し多少の減少はみられる。しかし琵琶湖の平均2.9から2.4という値に比べると大変な汚染度である。

汚染の原因の3大要因は、

- 1 家庭から排出される雑廃水

- 2 河川が運ぶ、流域農業からの農薬や肥料
 3 汚染された湖内の自己汚染増殖作用
 といわれている。

児島湖に流入する家庭から排出される雑廃水は、流域の市町村の下水道工事の進捗によって改善がすすみつつある。しかし流入全対象家庭の約半分の40万人分は将来も下水道の埋設計画はないので家庭雑廃水汚染は続く。

流域河川が運んでくる水田や畠に散布される農薬や肥料は生産手段の基本作業であるから止めるわけにはいかない。この化学物質は年々堆積され最終的に児島湖に残留する。

また、児島湾の水生植物の腐敗沈殿物の蓄積や汚泥が湖内を汚染してゆく自己汚染増殖メカニズムが存在するようだ。

以上の3点は、児島湾締め切りが続く限り、汚染は拡大生成され続けるので、児島淡水湖の水質改善の終着点は全く見えない。永久に汚染との戦いは続く。

児島湖淡水化の事業の諸費用

1 児島湾締切堤防工事	22億円
国営事業 昭和25年～昭和37年	
2 中央樋門改修と海岸線保全工事	200億円
県直轄事業 昭和55年～平成13年	
3 児島湾締切堤防維持費	5億円
平成15年～19年	
4 湖沼水質保全事業	
第1期 昭和61年～平成2年	856億円
第2期 平成3年～平成7年	1,926億円
第3期 平成8年～12年	1,698億円
第4期 平成13年～平成17年	992億円
第5期 平成18年～22年	153億円
第1期から第5期までの合計	5,625億円
5 国営総合農地防災事業	330億円
平成3年～平成19年	
1～5 総額	6,182億円

昭和25年の堤防建設から今日まで6,000億円の巨費が投入されている。

50年間の児島湖淡水化による損得勘定（收支）を計算してみよう

収入	農業生産・漁業生産	2,839億円
支出	堤防工事・水質改善対策費など	6,182億円
収入－支出		△3,343億円

過去50年間にわたる收支勘定は、企業に例えれば3,000億円を超える赤字をだしている立派な倒産企業である。

またマクロ経済学的にいえば淡水化による農業・漁業生産額の価格は、水質改善対策費を生産原価に含めて成り立つべきものである。干拓地で生産される農産物、淡水湖の漁業生産物は水質改善対策費を加え、倍以上の高額の価格設定をしなければ収支勘定があわない。もちろんこれではだれも買わないが。

岡山県は、児島湖の汚染問題を「児島湖ハンドブック」で表明しているように環境問題として捉えている。しかし環境問題のためには、対策費を無尽蔵に投入しても許されるものであろうか。環境問題にも当然、投資対効果の原則が導入されるべきものと考える。

県財政から巨額の支出を強いている児島湖の汚染問題と正面から向き合い、対症療法ではなく根本的な解決方法を真剣に探る時が来ている。困窮している岡山県財政を圧迫している喫緊の課題である。

活動日誌

内容が複雑なため簡略化しています。

<平成22年>

- 3/25 和気・青木氏「東備消防組合の救急車談合事案」監査結果「棄却」
- 3/28 「H20岡山市議会政調費」第6回検討会
- 3/29 「H21全国市議会議長会主催海外視察」文書開示
- 3/30 児童会館（プラネタリウム）存続の協賛団体に加入
- 3/31 会計検査院調査による「県の不適正支出」1億700万円を国に返還
- 4/8 地裁：市議会海外視察「現地旅費」返還訴状提出
- 4/23 「H20岡山市議会政調費」監査請求
- 4/28 地裁：県監査委員への「弁護士費用」返還訴訟
- 5/12 「児島湖流域下水道の汚泥運搬の談合疑惑」開示請求
- 5/21 「H20岡山市議会政調費」監査請求の意見陳述
- 5/25 地裁：「H19岡山市議会政調費」返還訴訟
- 6/9 地裁：県監査委員への「弁護士費用」返還訴訟 結審
- 6/16 地裁：市議会海外視察「現地旅費」返還訴訟
- 6/20 「2009全国情報公開ランキング」アンケ

一ト調査（県内全市）

- 6/21 「H20岡山市議会政調費」監査結果「約192万円の返還勧告」
- 7/1 「H21県議会政調費」収支報告書と領収書開示請求
- 7/5 総社・国広氏「高梁川漁協問題」検討
- 7/6 地裁：「H19岡山市議会政調費」返還訴訟
- 7/20 「行政委員会月額報酬」全国アンケート調査
- 7/21 地裁「H20岡山市議会政調費」返還訴状提出
- 8/10 地裁：「H19岡山市議会政調費」返還訴訟
- 8/10 県職員の病欠データ 情報提供
- 9/1 最高裁：「岡山市下水道交付金不正受給」返還訴訟一部和解（下水道局長5名、助役1名）和解金7,200万円を岡山市に引き渡し
- 9/2 地裁：市議会海外視察「現地旅費」返還訴訟
- 9/4.5 「第17回全国市民オンブズマン北陸大会」
- 9/8 「H21県議会政調費」第1回検討会
県独自調査による「農林部・県民局の不適正支出」返還関連文書開示
- 9/14 地裁：「H20岡山市議会政調費」返還訴訟
- 9/28 地裁：「H19岡山市議会政調費」返還訴訟
- 9/29 地裁：県監査委員への「弁護士費用」返還訴訟 判決「棄却」

振り狂歌(後編)

山野枯木 作

(その16) 10年に及んだ下水裁判。日

本の裁判は長過ぎるよ。

明けねれば 和解らしきと 知りながら
猶うらめしき 下水騒動

(その17) 議員さんの政務調査費を調べ

てみれば、按分の意味を理解できぬ人の多いのに驚き、絶句。

これやこの 行くも帰るも 政調費
知るも知らぬも 按分の闇

(その18) 石川五右衛門も笑ってるよ。

官の裏金はいつになつたらー。

目明しや お役所などの 大福帳
世に裏金の 種は尽きまじ

コラム

「中秋の名月」を眺めると、生前の母を思い出す。

「名月や 座頭の妻の 泣く夜かな」「花ならば 探りても見ん 今日の月」という句は、塙保己一(はなわほきいち)の妻が詠めば、座頭の夫が返句をおくった。

母が存命中、物干しで月を愛でながら小生(小学五年)に教えてくださった。母は明治三十一年生まれで大正四年結婚、六児をもうけた。末っ子の小生は両親と兄弟愛に囲まれて育った。母は台北第一高等女子師範学校を卒業後、本国の尋常小学校教師もした。今でこそ思うが母はかなりインテリだったようだ。

また、母の話で、菅原道真が讒言で太宰府へ遠流(おんる)となり、旅中、駅長が彼の理不尽な遭遇に「流れ行く、君はみくずとなりはてぬ、われ柵(しがらみ)となりて留めん」と…

道真は「駅長、驚くなれ、時に変改あるを、一榮一落、これ春秋」と、返した。

この詩は人生訓として鮮明に記憶にある。

報恩のため、「般若心経」をとなえる、毎夕である。

<前期高齢者:記>

